

## 長野県アレルギー疾患医療連絡会議開催要綱

## (目 的)

**第 1** 本県のアレルギー疾患医療の推進に当たり、必要な事項を検討する上で、有識者等の意見を聴くため、アレルギー疾患医療連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

なお、会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

## (会議事項)

**第 2** 連絡会議の構成員に意見を聴く事項は、次のとおりとする。

- (1) アレルギー疾患医療に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療体制の整備に関すること。
- (3) アレルギー疾患に係る予防及び啓発に関すること。
- (4) その他、アレルギー疾患医療の推進に関すること。

## (構 成)

**第 3** 連絡会議は 15 人以内で構成する。

**2** 構成員は、アレルギー疾患医療に関し学識や経験を有する医療関係者、関係団体、当事者等により構成する。この場合において、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

## (座 長)

**第 4** 連絡会議に座長を置く。

## (補 則)

**第 5** この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 10 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

# 第12節 アレルギー疾患対策

## 第1 現状と課題

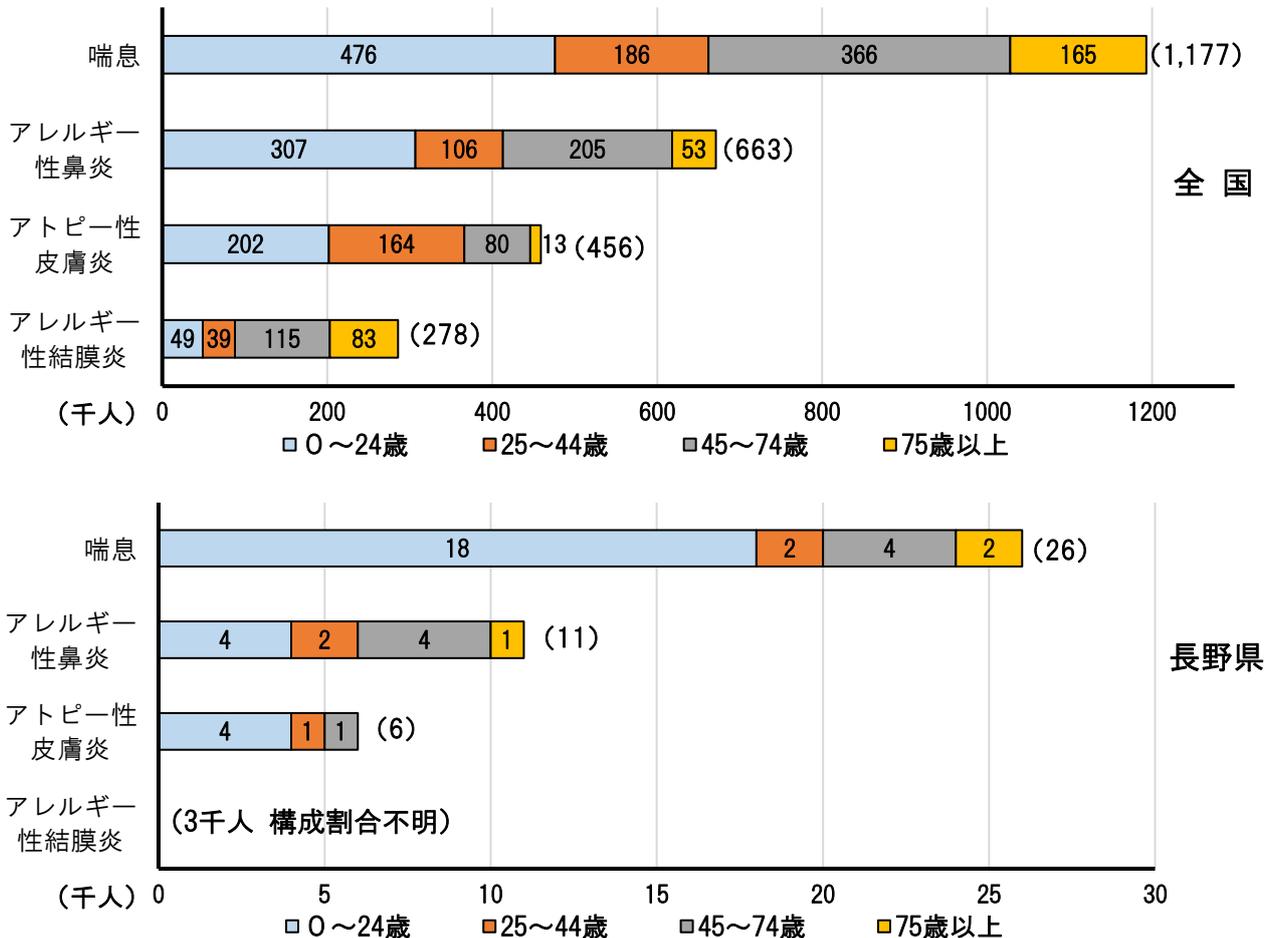
### 1 アレルギー疾患対策の概要

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）、同基本指針（平成29年3月告示）

- アレルギー疾患は、「気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他のアレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患」とされています。
- アレルギー疾患対策の基本理念は次のとおりです。
  - ア 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図る
  - イ 居住地にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにする
  - ウ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制を整備する
- 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に関し、国と連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施する必要があります。

### 2 アレルギー疾患患者の状況

【図1】 アレルギー疾患の年齢別推計患者人数（平成26年10月現在）（単位：千人）



（厚生労働省「患者調査」）

### (参考) 食物アレルギー

- 全国の大規模有病率調査から、乳児有病率は5～10%、学童期は1～2%と考えられています。成人の有病率は不明です(アレルギー疾患診断治療ガイドライン 2010)。

### 3 アレルギー疾患の専門診療を行う医療機関

- アレルギー疾患に関する高度な専門知識・技術を持つ医師の認定制度として、一般社団法人日本アレルギー学会の認定する専門医制度があります。

【表1】アレルギー疾患の専門診療を行う医療機関数(平成29年10月現在)

医療圏	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	県計
医療機関数	3	4	5	2	4	—	8	1	11	1	39

(一般社団法人日本アレルギー学会ホームページ)

## 第2 施策の展開

### 1 アレルギー疾患連絡会議(仮称)の開催

- 医療関係者等も参画した、部局横断のアレルギー疾患連絡会議(仮称)を開催し、地域の実情の把握とアレルギー疾患対策に必要な施策を検討します。

### 2 医療提供体制の整備

- 専門診療を行う医療機関の把握及び拠点となる医療機関の選定など、アレルギー疾患に対応できる医療提供体制の整備を検討します。
- アレルギー疾患の専門診療を行う医療機関をホームページにて情報提供します。

### 3 アレルギー疾患に関する啓発等

#### (1) 花粉症

- 環境省専用サイトの紹介などホームページで花粉症対策の啓発を行います。
- 飯田及び松本保健福祉事務所において飛散状況を調査し、迅速に情報提供します。

#### (2) 食物アレルギー

- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」(長野県教育委員会作成)を学校関係者等に周知するとともに、実践的な研修会を開催します。
- 食物アレルギー等の対応について、医療機関や消防及び進学に伴う学校間の連携を検討します。

### 第3 数値目標

区分	指標	現状 (2017)	目標 (2023)	目標数値 の考え方	備考 (出典等)
S	アレルギー疾患の専門診療を行う（アレルギー専門医の従事する）医療機関数	39 か所	39 か所以上	現状以上を目指す。	日本アレルギー学会ホームページ

注)「区分」欄 S（ストラクチャー指標）：医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標

### 第4 関連する分野

県民参加の健康づくり（第4編第1節）、栄養・食生活（第4編第3節）、たばこ（第4編第7節）